

大崎市と加美町との大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約

大崎市及び加美町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、「定住自立圏の形成に関する協定書」の「医療機能の充実」について、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知）を踏まえ、大崎定住自立圏構成市町の地域（以下「大崎地域」という。）における持続的な発展を図ることを目的とし、取組の実効性を確保するため必要な事項を新たに定めるものである。

（基本方針）

第2条 大崎市及び加美町は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組分野及び役割分担のとおり連携して事務を執行するものとする。

（経費負担）

第3条 前条に規定する役割分担に基づいて事務を処理するために要する経費は、当該事務についてそれぞれが本来果たすべき役割、相互の受益の程度その他の事情を勘案し、大崎市及び加美町が協議して定めるものとする。

（協議）

第4条 大崎市及び加美町は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（補則）

第5条 この連携協約に定めるもののほか、必要な事項は、大崎市及び加美町が協議して定めるものとする。

令和5年10月28日

大崎市古川七日町1番1号

大崎市長

伊藤 康志



加美郡加美町字西田三番5番地

加美町長

石山 敬貴



別表（第2条関係）

取組分野	役割分担	
	大崎市及び大崎市民病院	加美町及び公立加美病院
機能分化・連携強化	主に高度急性期機能及び急性期機能を担う。 医療従事者の教育・研修体制の充実を図り、大崎地域における医療人材の質の向上を目指す。	回復期機能及び慢性期機能を担い、大崎市民病院の後方支援を行う病院としての役割を担う。
夜間における診療体制の整備	大崎地域の住民に切れ目なく医療を提供できるよう夜間の救急の充実を図る。	大崎市民病院の夜間診療体制を確保するため、平日日中に大崎市民病院から転院を受け入れる。
職員派遣の実施	限られた医療資源を地域全体で効率的に活用するため、医療提供体制の維持に必要な医師等の職員を公立加美病院へ派遣する。	大崎市民病院から医師等の職員の派遣を受け、地域に必要な医療を提供する。
遠隔医療等の活用	遠隔医療に必要な設備及び体制を整備し、公立加美病院への支援を行う。	遠隔医療に必要な設備を整備し、大崎市民病院と連携を図る。
医療資源の共有	大崎市民病院と公立加美病院との間で医療情報及び医療機器等を共有し、大崎地域内における円滑な診療体制を構築する。	大崎市民病院と公立加美病院との間で医療情報及び医療機器等を共有し、大崎地域内における円滑な診療体制を構築する。
新興感染症発生時等への備え	平時から感染症に対応できるスペースを整備するほか、病床確保を含めた適切な患者対応を行う。 大崎地域合同の研修会開催等により、感染症対応力向上を図る。	大崎市民病院と連携して、病床確保を含め感染症患者の受入体制を構築する。